

## 令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：大崎市

### 1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異	
	(男性の給与に対する女性の給与の割合)	
任期の定めのない常勤職員	89.3	%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	84.1	%
全職員	73.5	%

### 2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

\* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

#### (1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異	
	(男性の給与に対する女性の給与の割合)	
本庁部局長・次長相当職	98.2	%
本庁課長相当職	96.0	%
本庁課長補佐相当職	93.5	%
本庁係長相当職	91.2	%

#### (2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異	
	(男性の給与に対する女性の給与の割合)	
36年以上	91.2	%
31～35年	95.2	%
26～30年	88.6	%
21～25年	93.9	%
16～20年	99.3	%
11～15年	95.2	%
6～10年	87.0	%
1～5年	98.2	%

#### 【説明欄】

任期の定めのない常勤職員以外の職員は、勤務日数等が一定ではないパートタイム会計年度任用職員を含めずに算出している。

\* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。